

市町長意見の提出状況

(東京電力リニューアブルパワー株式会社)

((仮称) 千葉県九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書)

- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域
匝瑳市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、白子町
- 2 市町長意見について
意見有り (別添参照)

匝環第414号
令和6年1月19日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

匝瑳市長 宮内 康幸
(公印省略)

(仮称)千葉県九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境
配慮書について(回答)

令和5年12月21日付け環第1228号で依頼のあったこのことについて、
別紙のとおり回答します。

匝瑳市環境生活課環境班
担当 XXXXXXXXXX
TEL 0479-73-0088
FAX 0479-72-1116
Mail k-kankyo@city.sosa.lg.jp



(仮称) 千葉県九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境
配慮書に対する意見について

1 騒音振動について

洋上風力発電施設から発生する騒音、低周波音及び振動について、周辺地域における住民の身体への影響、健康被害に十分配慮し、身体への影響及び健康被害に対しては真摯に対応すること。

2 動植物について

九十九里浜及び周辺海域に生息する鳥類、魚類等の動物、植物の生態を十分に把握し、環境保全に努めること。

3 漁業者等について

当海域において業を営んでいる漁業関係者等に対する影響に十分配慮すること。

4 全体として

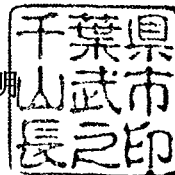
洋上風力発電施設に関連して発生する苦情や問題に対して、その解決に向け真摯に対応すること。



建環生第 439 号
令和 6 年 1 月 19 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

山武市長 松下 浩 明



(仮称) 千葉県九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境
配慮書に対する意見について (回答)

令和 5 年 12 月 21 日付け環第 1228 号で依頼のあったこのことについて、別紙の
とおり回答します。



別紙

(仮称)千葉県九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境 配慮書に対する意見について (回答)

1 騒音について

洋上風力発電施設の工事中及び設置後に発生する騒音について周辺地域の住民等への影響に配慮するとともに、身体への影響及び健康被害に対しては真摯に対応すること。

2 地形及び地質について

洋上風力発電施設の設置によって起こり得る潮流の変化について十分に把握し、波への影響に配慮すること。

3 動物・植物・生態系について

事業実施想定区域及びその周辺の動物・植物・生態系について十分に把握し、洋上風力発電施設の工事中及び設置後における動物・植物・生態系への影響に配慮すること。

4 景観について

洋上風力発電施設の配置等を十分に検討し、眺望景観に配慮すること。

5 人と自然との触れ合いの活動の場について

海水浴場等の人と自然との触れ合いの活動の場の環境保全に努めること。

また、山武市の本須賀海水浴場に関しては、今後のブルーフラッグ認証取得に影響のないようにすること。

6 全体として

工事中及び設置後に関わらず、住民の生活環境及び当海域における漁場や観光資源への影響に配慮するとともに、これらを生業とする者や周辺地域の住民等へ事前に説明すること。

地 第 2082号

令和6年1月19日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

大網白里市長 金坂 昌典



(仮称) 千葉県九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
に対する意見について (回答)

令和5年12月21日付け環第1228号で照会のありました標記の件につ
きましては、別紙のとおり回答いたします。

お問合せ

大網白里市 地域づくり課 環境対策班

電話 0475-70-0386

FAX 0475-72-8454

MAIL chiiki@city.oamishirasato.lg.jp



別紙

(仮称) 千葉県九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書 に対する意見について

1. 騒音について

洋上風力発電施設から発生する騒音について、周辺の住民等への影響を適切に予測し十分配慮すること。

2. 動植物について

周辺地域で飛行する鳥類、生息する海生生物等の動植物への影響を適切に予測し環境保全措置を講ずること。

3. 景観について

九十九里浜は、海水浴場及び水平線からの日の出を見ることができる観光スポットである。洋上発電による眺望景観の変化について、適切に予測し可能な限り影響を低減する配置等を検討すること。

4. 漁業者等について

当海域で業を営んでいる漁業関係者等に対する低周波音、風車の影及び電波障害等の影響について十分配慮すること。

5. 海岸線の保護について

九十九里浜は、千葉県東沿岸海岸保全基本計画の対象海岸である。洋上風力発電設置による潮流の変化等が海岸浸食に及ぼす影響を適切に予測し十分配慮すること。

6. 全体として

洋上風力発電施設に関連して発生する苦情や問題等に対して、解決に向けて真摯に対応すること。

九まち第1315号

令和6年1月19日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

九十九里町長 浅岡



(仮称) 千葉県九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について (回答)

令和5年12月21日付け環第1228号で依頼のあったこのことについて、別紙のとおり回答します。

担当

九十九里町役場まちづくり課環境係

TEL 0475-70-3167

FAX 0475-76-7934

E-mail kankyoutown.kujukuri.lg.jp



別紙

(仮称) 千葉県九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について (回答)

1. 騒音及び振動について

洋上風力発電施設から発生する騒音、低周波音及び振動について、周辺地域の住民等への影響に十分配慮し、身体への影響及び健康被害に対しては真摯に対応すること。

2. 動植物について

周辺地域における空域を飛翔及び海域に生息する動植物への影響、並びに九十九里浜に生息する動植物への影響を十分に把握し、環境保全に努めること。

3. 景観について

洋上風力発電施設の配置等を考慮し、眺望景観への影響に十分配慮すること。

4. 人と自然との触れ合い活動の場について

住民の生活環境の保全に十分努めること。

5. 漁業関係者等について

当海域において業を営んでいる漁業関係者等に対する低周波音、風車の影響及び電波障害等の影響について十分配慮すること。

6. 全体として

洋上風力発電施設に関連して発生する苦情や問題に対して、その解決に向け真摯に対応すること。



横産第812号
令和6年1月10日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

横芝光町長 佐藤 晴彦



(仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境
配慮書に対する意見について (回答)

令和5年12月21日付け環第1228号で照会のあったこのことにつ
いて、別紙のとおり回答します。

担当

横芝光町産業課 経済班

電話 0479-84-1215

FAX 0479-84-2713

E-mail sangyou@town.yokoshibahikari.lg.jp



(仮称) 九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する
意見について (回答)

1. 景観について

洋上風力発電施設の配置等を考慮し、眺望景観への影響に十分配慮すること。

2. 騒音について

洋上風力発電施設から発生する騒音、低周波音及び振動について、周辺地域における住民等の身体への影響、健康被害等に十分配慮すること。

3. 動植物について

九十九里浜はアカウミガメが恒常的に産卵する地域であり、町の海岸線付近には多くの動植物が生息していることから、影響について十分把握し環境保全に努めること。

4. 漁業者等について

当海域において業を営んでいる漁業関係者等に対する影響に十分配慮すること。

5. 全体として

住民の生活環境の保全に十分努め、洋上風力発電施設に関連して発生する苦情や問題に対して、その解決に向け真摯に対応すること。

白環第 299 号
令和6年 1月15日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

白子町長 石井 和芳
(公印省略)

(仮称) 千葉県九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
に対する意見について (回答)

令和5年12月21日付け環第1228号で照会のあったこのことについて
は、別紙のとおり回答します。

白子町役場 環境課

担 当 : XXXXXXXXXX

TEL : 0475-33-2118

FAX : 0475-33-4132

E-mail : kankyou@town.shirako.lg.jp



(仮称) 千葉県九十九里沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
に対する意見について (回答)

1. 景観について

洋上風力発電施設の配置等を考慮し、眺望景観への影響に十分配慮すること。

2. 漁業者等について

当海域において業を営んでいる漁業関係者等に対する影響に十分配慮すること。

3. 全体として

洋上風力発電施設に関連して発生する苦情や問題に対して、その解決に向け真摯に対応すること。